毎月勤労統計調査特別調査の概要

1 調査の目的

常用労働者1~4人の事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施している常用労働者5人以上の事業所に関する「毎月勤労統計調査地方調査」を補完することを目的としている。

2 調査の対象

日本標準産業分類(平成25年10月改訂)に定める「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)」に属し、厚生労働大臣が指定する調査区において、1~4人の常用労働者を雇用する約900事業所を対象としている。

3 調査期日

令和5年7月31日現在(給与締切日の定めがある場合は、7月の最終給与締切日)で実施した。 ただし、特別に支払われた給与については、令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1 年間を調査した。

4 調査実施期間及び調査方法

令和5年8月から9月まで、調査員調査又はオンライン調査により実施した。

5 主な調査事項の定義

(1) 常用労働者

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇われている者

イ 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、 常時事業所に出勤して、一定の職務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定さ れている者は常用労働者に含める。また、いわゆるパートタイム労働者で上記ア、イの条件 を満たしている者も常用労働者に含める。

(2) きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額(超過勤務手当を含む。)をいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料を差し引く以前の金額である。

(3) 特別に支払われた現金給与額

一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給 与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。

本項目においては、令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間分の勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。

(4) 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数をいい、7月分について調査している。有給休暇は出勤日に 含めないが、1時間でも就業した日は出勤日とする。

(5) 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており、1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

6 利用上の注意

- (1) 調査結果は、北海道の全ての常用労働者 $1 \sim 4$ 人の事業所に対応するよう、個々に復元して 算定したものである。
- (2) 令和2年の特別調査は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっている。